

第4回中国模倣被害実態アンケート調査結果

2006年3月31日

ジェトロ北京センター / 中国日本商会
経済産業省特許庁

1. 調査の目的

本調査は、拡大する中国の模倣品(ニセモノ)問題の実態について、現地進出日系企業の被害状況を明らかにし、日本政府及び関連団体等における今後の模倣対策の取組みを強化・検討する際の基礎データとすべく実施したものである(2001年11月の第1回調査、2002年12月の第2回調査、2004年3月の第3回調査に続き今回が4回目)。

調査は、2006年2月に全中国の各都市に組織されている日本商会、日本人クラブ等に加入している現地日系製造業を中心に1,900社に対して実施した。なお回答企業数は201社。

なお、本調査は経済産業省・特許庁の委託を受けて、ジェトロ北京センターと中国日本商会が共同で行ったものである。

2. 回答結果

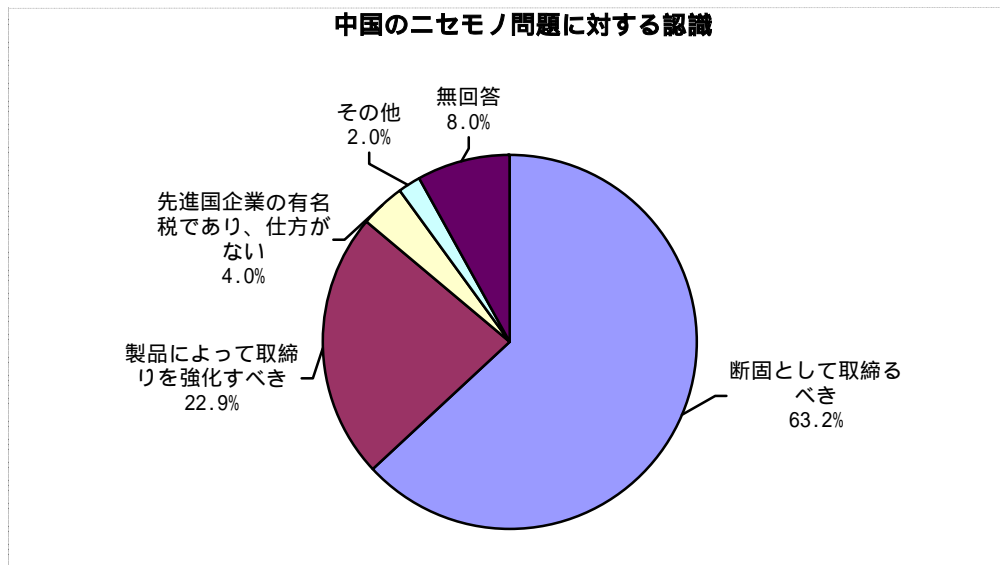
(1) 基本項目

回答企業数	201社（有効回答201社）			
所在地別内訳	北京市	32	湖北省	1
	上海市	75	浙江省	2
	重慶市	1	広東省	38
	天津市	1	香港	2
	遼寧省	38	その他	6
	河北省	2	無回答	2
	江蘇省	1		
業種別内訳	機械製造業	25		
	電子・電気製造業	48		
	繊維・雑貨製造業	2		
	食品・化学・医薬製造業	26		
	陶磁器製造業	2		
	その他製造業	40		
	卸売業	11		
	小売業	6		
その他サービス業	34			
無回答	7			
本社資本金別内訳	5千万円未満	18		
	5千万円以上1億円未満	14		
	1億円以上3億円未満	21		
	3億円以上	141		
	無回答	7		
従業員数別内訳	50名未満	37		
	50名以上100名未満	23		
	100名以上300名未満	44		
	300名以上	92		
	無回答	5		
進出形態別内訳	中国企業（台湾・香港除く）との合弁企業	43		
	他国企業との合弁企業	7		
	日本企業のみ現地法人	114		
	駐在員事務所	25		
	その他	8		
無回答	4			

2) 各設問に対する回答(全38問)

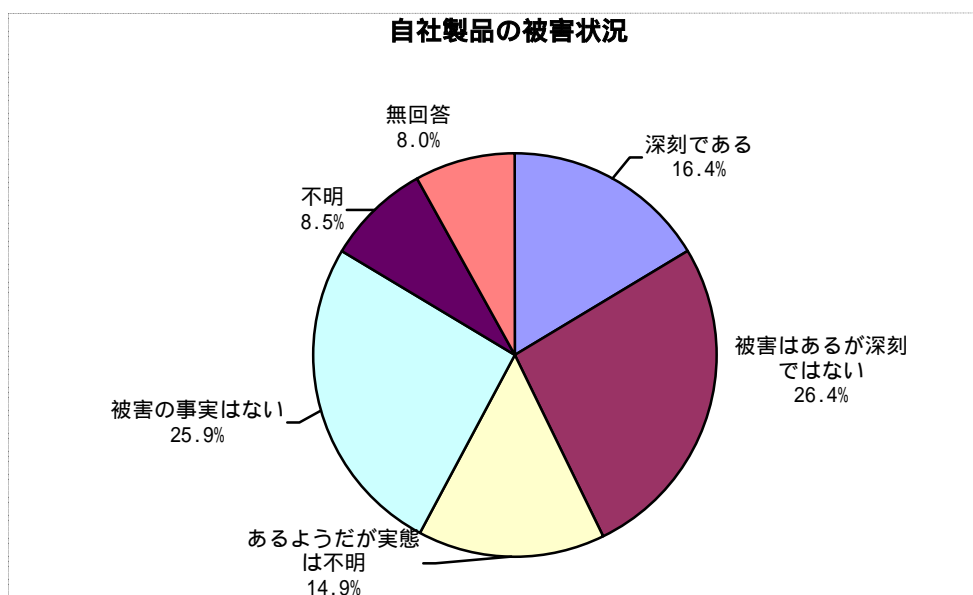
問1. 中国のニセモノ問題についての認識

「断固として取締るべき」(63.2%、前回調査比 12.3 ポイント減)、「製品によっては取締を強化すべき」(22.9%、同 3.7 ポイント増)、を合わせると 86.1% (同 8.6 ポイント減) にものぼり、依然日系企業全体に「ニセモノを放置してはならない」とする強い認識があると言える。



問2. 自社製品のニセモノ被害状況

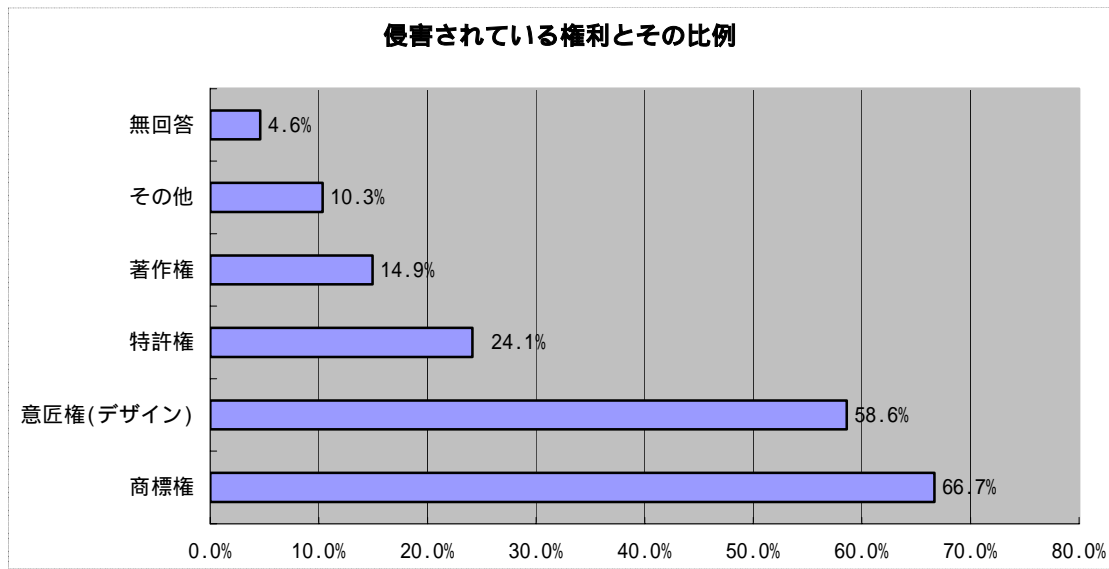
「被害はあるが深刻ではない」とする企業は 26.4% (同 1.2 ポイント増)、「被害は深刻である」とする企業は 16.4% (前回比 10.1 ポイント減) であり、ニセモノの事実を把握しているのは 42.8% (同 8.9 ポイント減) を占めた。また「あるようだが実態は不明」とする企業 14.9% (同 3.0 ポイント増) を合わせると、57.7% (同 5.9 ポイント減) の企業が、何らかのニセモノ被害にあっている。



(注) 以下問3～38は、問2で「被害あり」とする企業(87社)が回答。

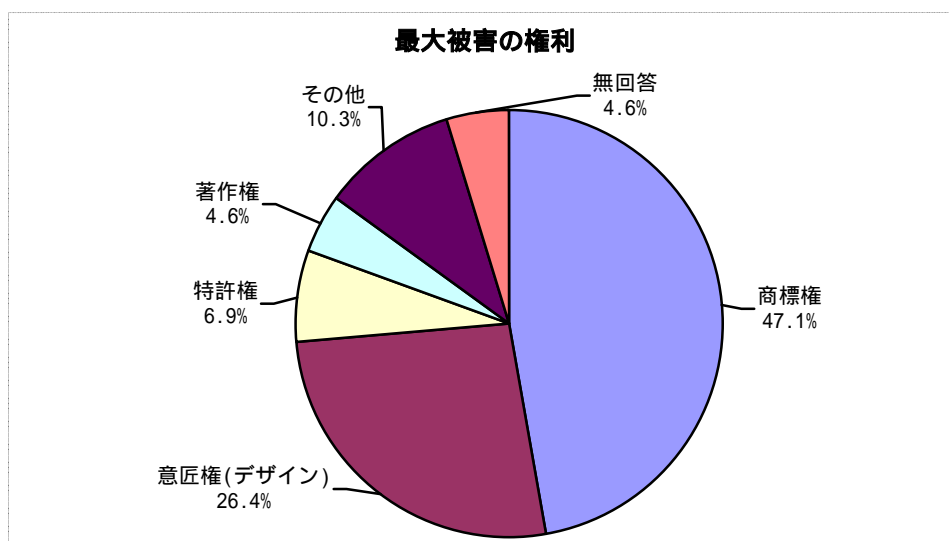
問3 . 侵害されている知的財産権の種類

侵害されている権利は、商標権 66.7% (前回比 8.3 ポイント減)、意匠権 58.6% (同 3.9 ポイント減) に集中している。模倣品が依然としてデザインや商標を盗用し本物に似せたものであることを示している。



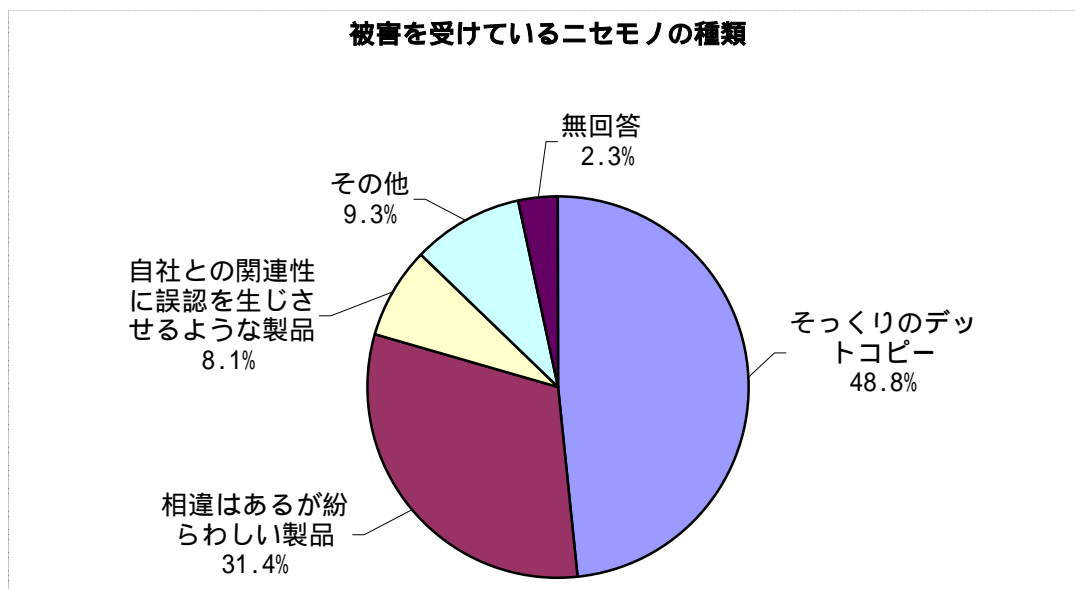
問4 . ニセモノ被害の最も大きな知的財産権

一方、被害の大きさで言うと、商標権の被害が 47.1% (前回比 9.2 ポイント減) と最大で、以下、意匠権 26.4% (同 2.4 ポイント減)、特許権 6.9% (同 4.4 ポイント増)、著作権 4.6% (同 2.1 ポイント増) という割合になっている。ニセモノ被害の面からも引き続き商標権侵害が一番の問題となっている。



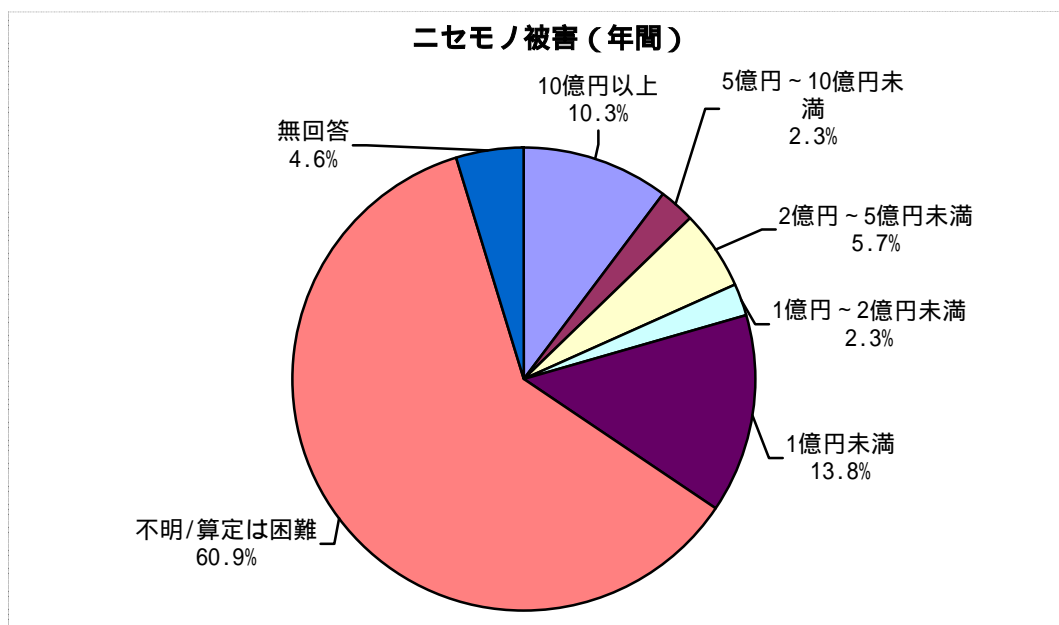
問5．被害を受けているニセモノの種類

「そっくりのデットコピー」が48.8%（前回比18.7ポイント減）と最大で、未だデットコピーの被害が絶えないことを示す結果といえる。また「相違はあるが紛らわしい製品」は31.4%（同11.1ポイント減）、「自社との関連性に誤認を生じさせるような製品」は8.1%（同4.4ポイント減）を占めた。



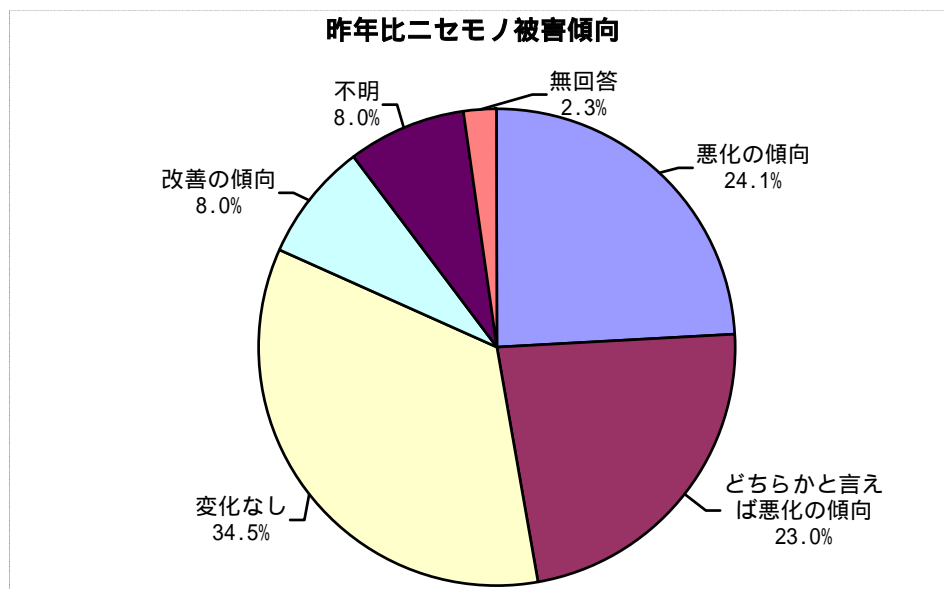
問6．ニセモノによる年間被害額

ニセモノによる真正品の売上損失が「10億円以上」とする企業は10.3%（前回比6.0ポイント減）、「1億円以上」とする企業は全体の20.6%（同14.5ポイント減）と減少傾向となった。一方、被害額の「算定は不明／困難」とする企業は60.9%（同5.9ポイント増）と、6割を超えており、依然ニセモノ被害の把握の難しさを示している。



問7．昨年と比較したニセモノ被害の状況

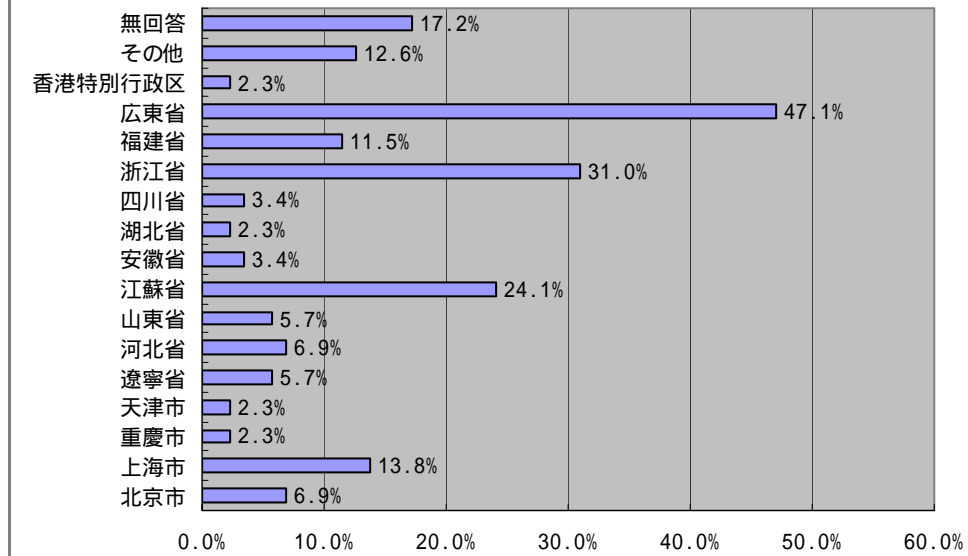
「悪化の傾向」(24.1%、前回比5.9ポイント減)、「どちらかといえば悪化の傾向」(23.0%、同8.3ポイント減)を合わせると、わずかながら減少傾向を示した。また「改善の傾向」と見ている企業は8.0%と前回比5.5ポイントの増加となり、取締活動の効果がわずかながら現れてきていることを示す結果と言える。



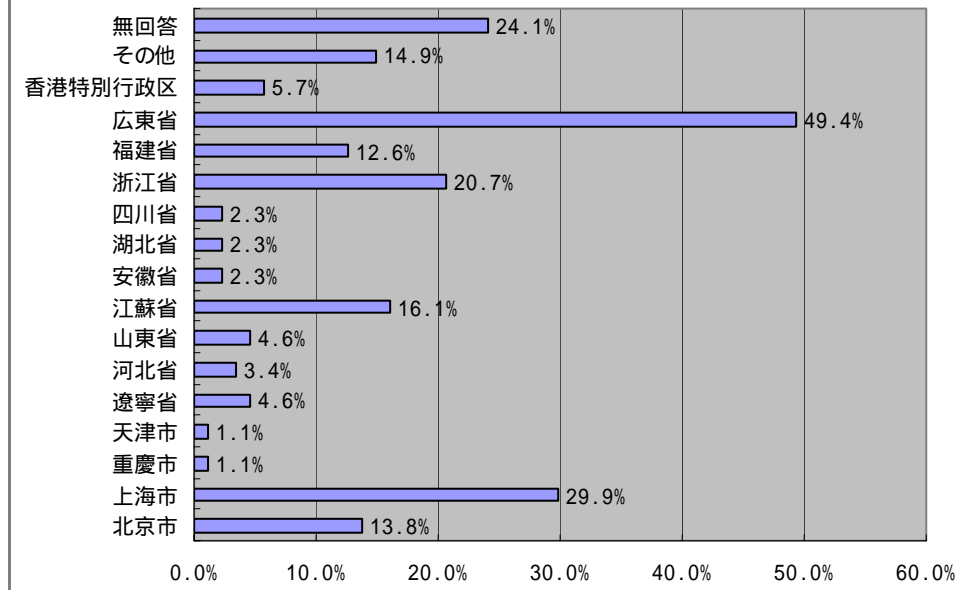
問8．最大の被害地域（ワースト3選択）

ニセモノの被害地域について、製造拠点では広東省（47.1%）、浙江省（31.0%）、江蘇省（24.1%）がワースト3に、また流通拠点では広東省（49.4%）、上海市（29.9%）、浙江省（20.7%）がそれぞれワースト3となっている。依然として製造と流通の両面にて広東省の被害実態が顕著であることが伺える。

最大の被害地域（製造地域）

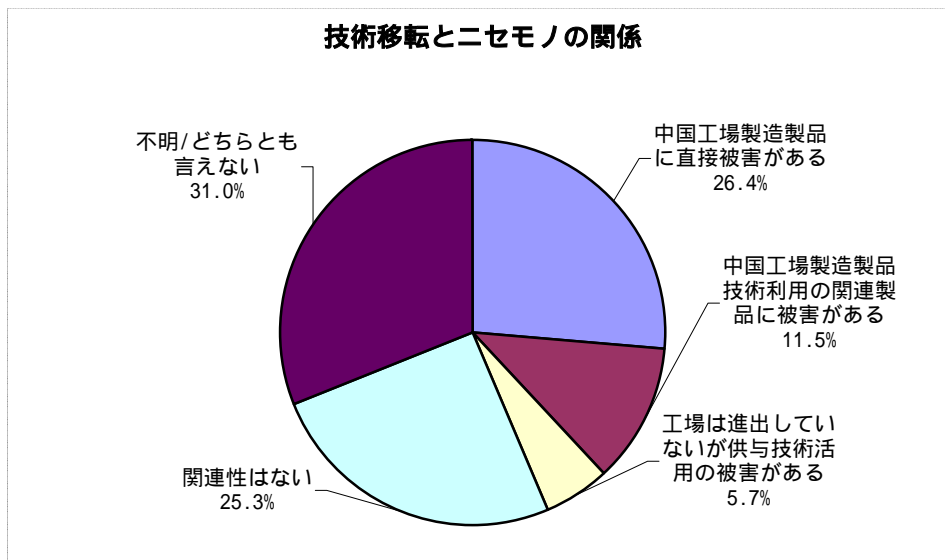


最大の被害地域（流通地域）



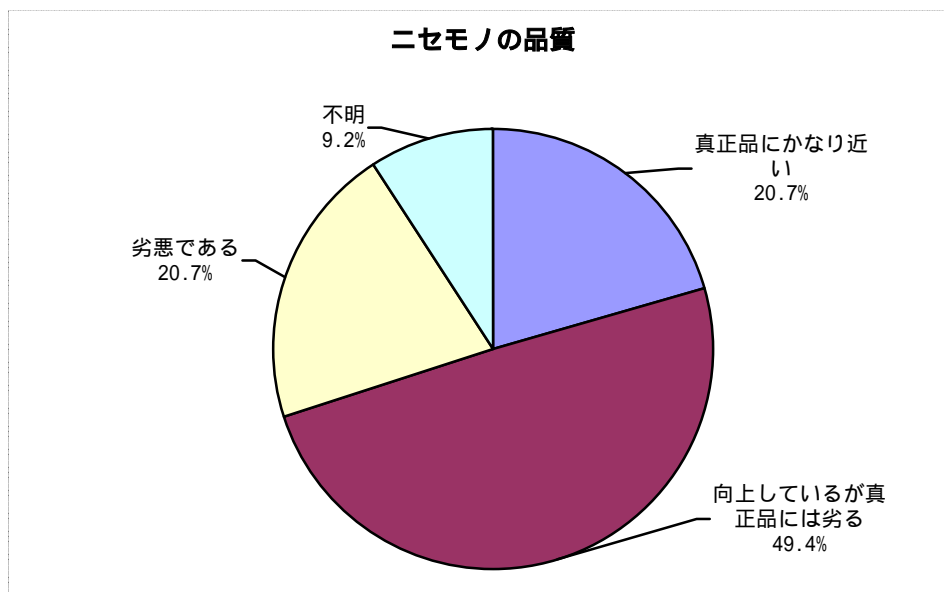
問9 . 中国への工場進出の技術移転とニセモノ被害の関連性

「中国工場製造製品に直接被害がある」とする企業は 26.4%（前回比 12.4 ポイント減）
「中国工場製造製品技術利用の関連製品に被害がある」とする企業は 11.5%（同 1.0 ポイント減）であるのに対し、「工場は進出していないが供与技術活用の被害がある」とする企業は 5.7%と前回比 0.6 ポイントの減少となった。中国への進出日系企業にとって十分な予防措置と対策が必要であることを示している。



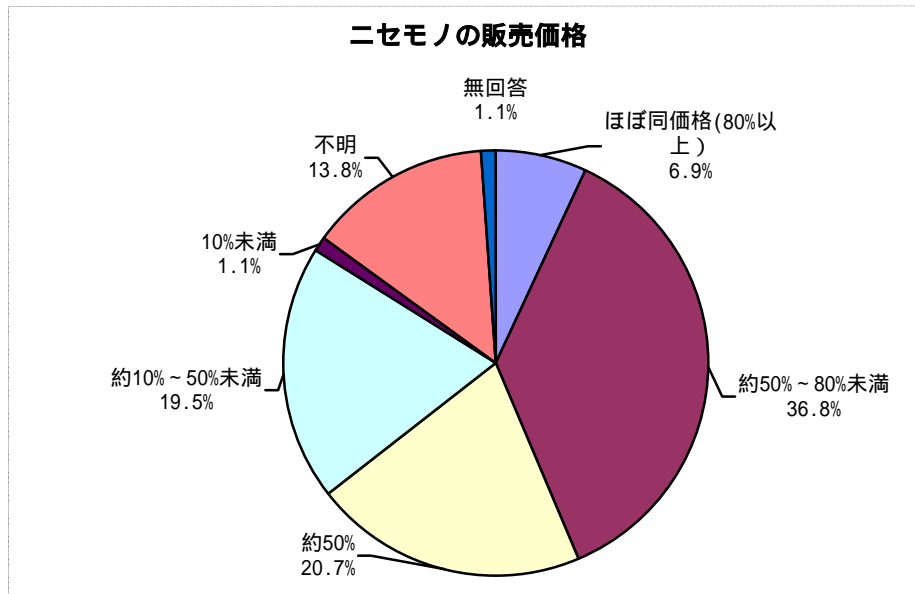
問10 . 中国製ニセモノの品質

「真正品にかなり近い」とした企業は 20.7%（前回比 3.1 ポイント減） 真正品には及ばないが「向上しているが真正品には劣る」と回答した企業は 49.4%（同 6.9 ポイント増）となった。



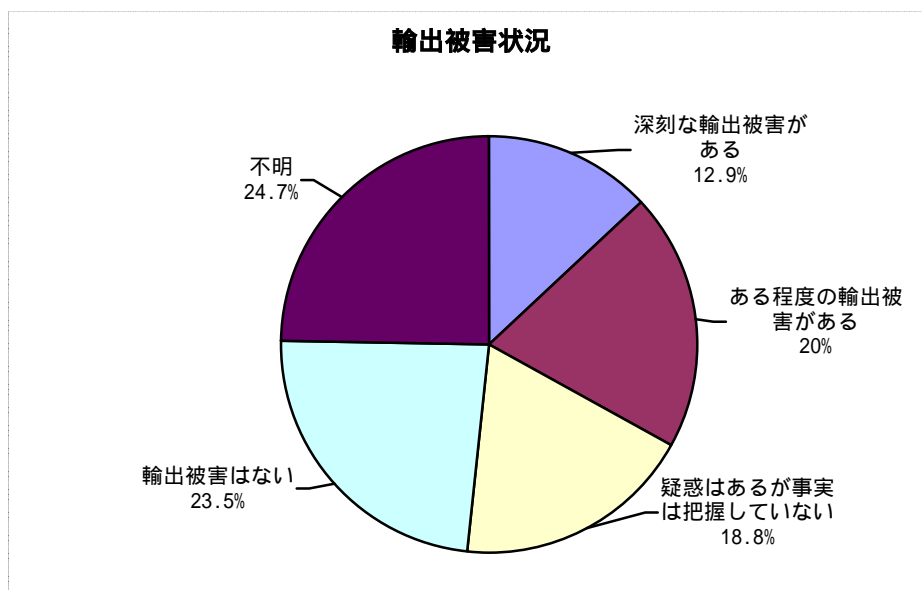
問 11 . 中国国内での二セモノ製品の販売価格

二セモノ製品販売価格について、自社製品価格の約 50%～80%未満と認識している企業は 36.8%(前年比 3.2 ポイント減)を占め、自社製品の半額以下と答えた企業は 41.3%(同 6.2 ポイント増)を占めた。



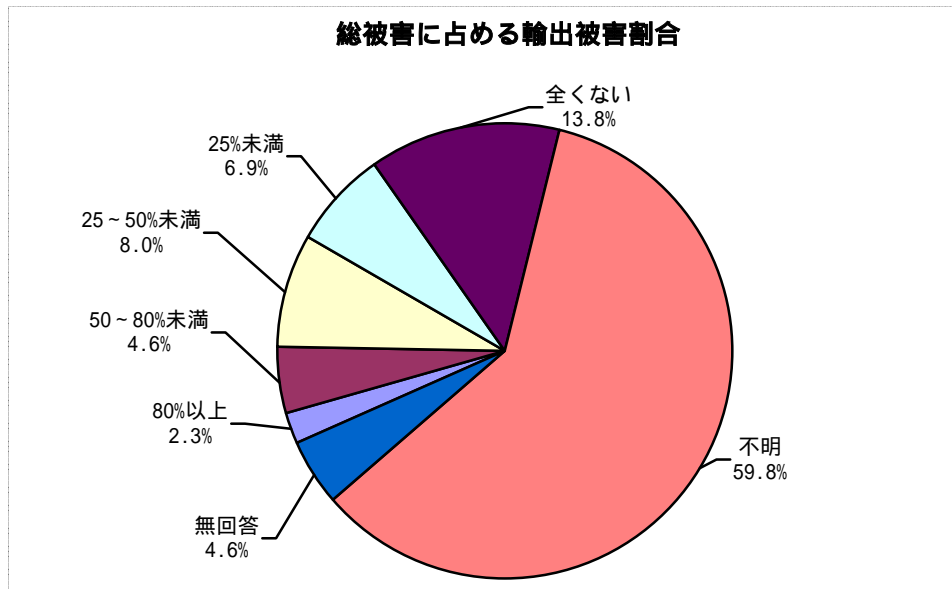
問 12 . 中国製二セモノの輸出状況

「深刻な輸出被害がある」とする企業は 12.9%(前回比 7.1 ポイント減)を占め、「ある程度」(20.0%、同増減なし)、「疑惑はあるが事実は把握していない」(18.8%、1.2 ポイント減)を含めると、51.7%(同 8.3 ポイント減)の企業が「輸出の被害がある」としている。依然中国製の二セモノ輸出被害は深刻な状況と言える。



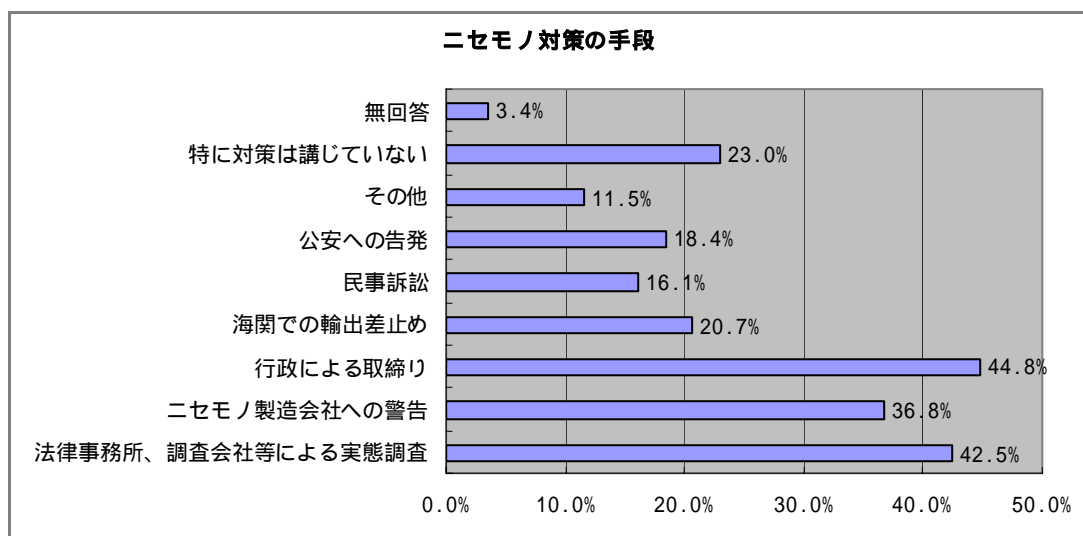
問 13 . 総被害に占める輸出被害の割合

ニセモノ被害全体に占める輸出被害の割合が 25%以上とする企業は 14.9%（前回比 0.2 ポイント減）であり、前回と比べ、横ばい傾向にある。



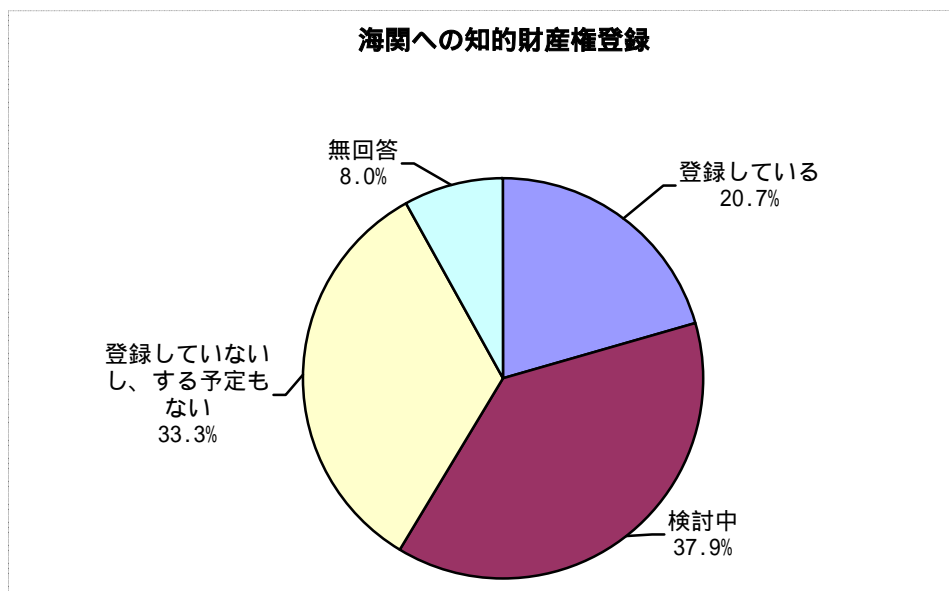
問 14 . ニセモノ対策に講じている手段

ニセモノ対策に講じている手段として「行政による取締り」が 44.8%（同 12.7 ポイント減）、「法律事務所、調査会社等による実態調査」が 42.5%（前回比 25.0 ポイント減）、次いで「ニセモノ製造会社への警告」は 36.8%（同 5.5 ポイント増）となっている。



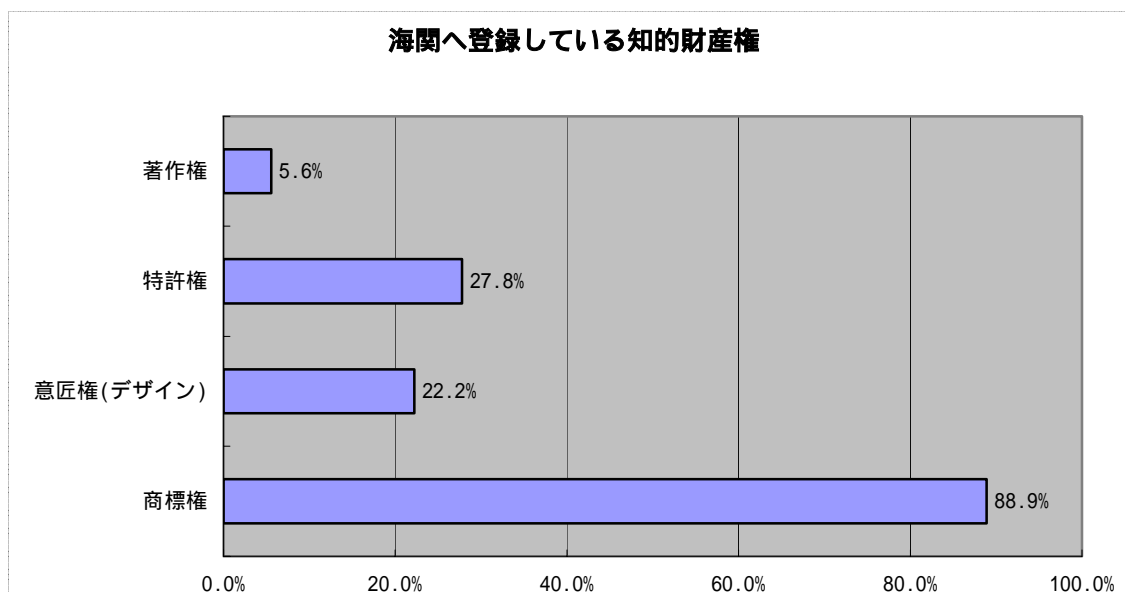
問 15 . 海関総署への知的財産権登録

輸出の差止めを行うための海関総署への知的財産権の登録を行っている企業は 20.7% (前回比 10.6 ポイント減) である。一方、「登録していないし、する予定もない」とする企業が 33.3% (同 4.2 ポイント減)、「検討中」とする企業は 37.9% (同 10.4 ポイント増) となっている。



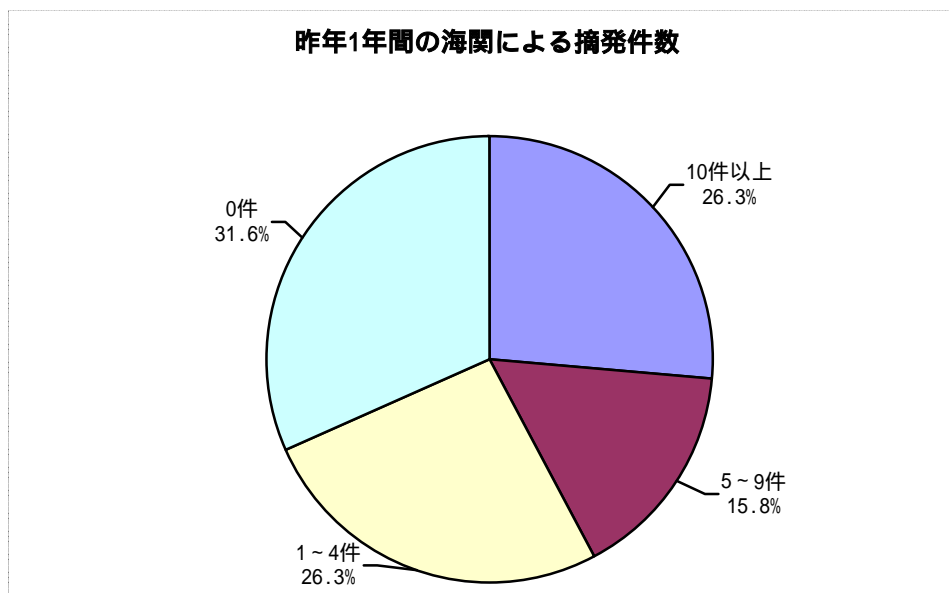
問 16 . 海関総署に登録している知的財産権

海関総署へ登録している知的財産権は、商標権が 88.9% (前回比 0.9 ポイント増) と圧倒的に多く、以下特許権 27.8% (同 11.8 ポイント増)、意匠権 22.2% (同 13.8 ポイント減) となり、特許権の登録が増加傾向にある。



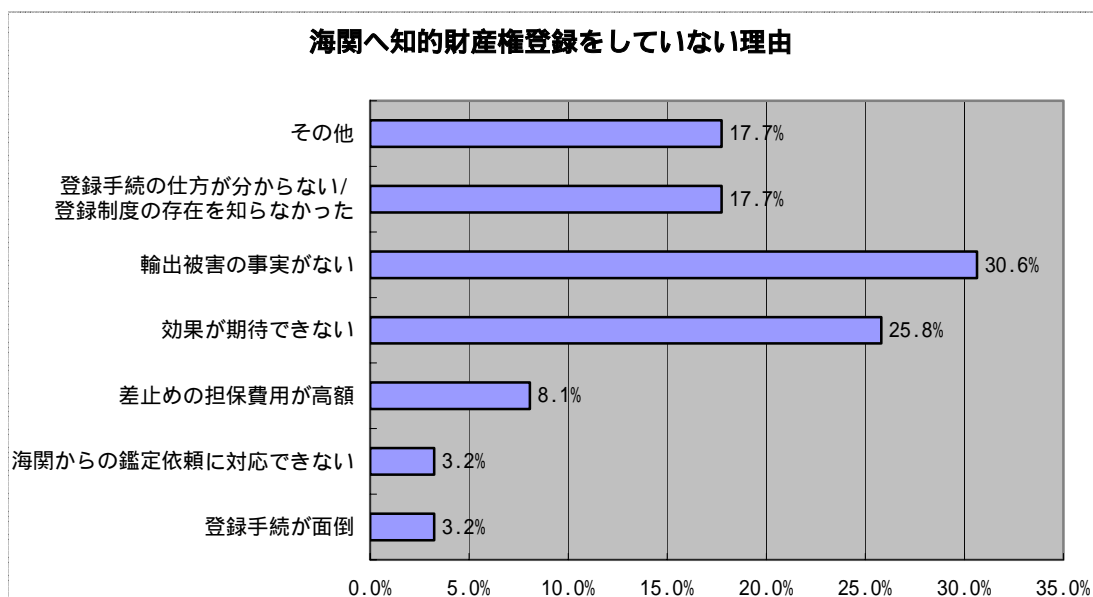
問 17 . 昨年 1 月から 12 月まで、海関による摘発件数

海関による摘発・輸出差止め件数は、「1～4 件」が 26.3%(前回比 14.3 ポイント増)、「5～9 件」が 15.8%(同 4.2 ポイント減)、また「10 件以上」摘発を経験している企業が 26.3%と前回に比べ 10.3 ポイントの増加となった。



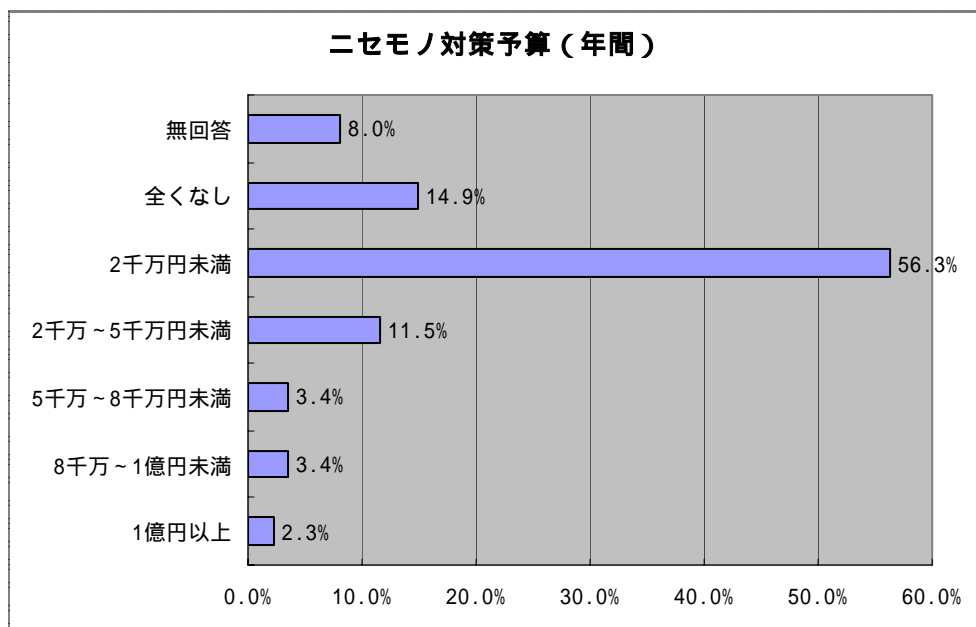
問 18 . 海関へ知的財産権登録をしていない理由

「輸出被害の事実がない」が最大の 30.6%で、「効果が期待できない」とする企業が 25.8%(前回比 2.7 ポイント増)を占めている。また「登録手続きの仕方が分からない、登録制度の存在を知らなかった」とする企業も 17.7%を占めた。



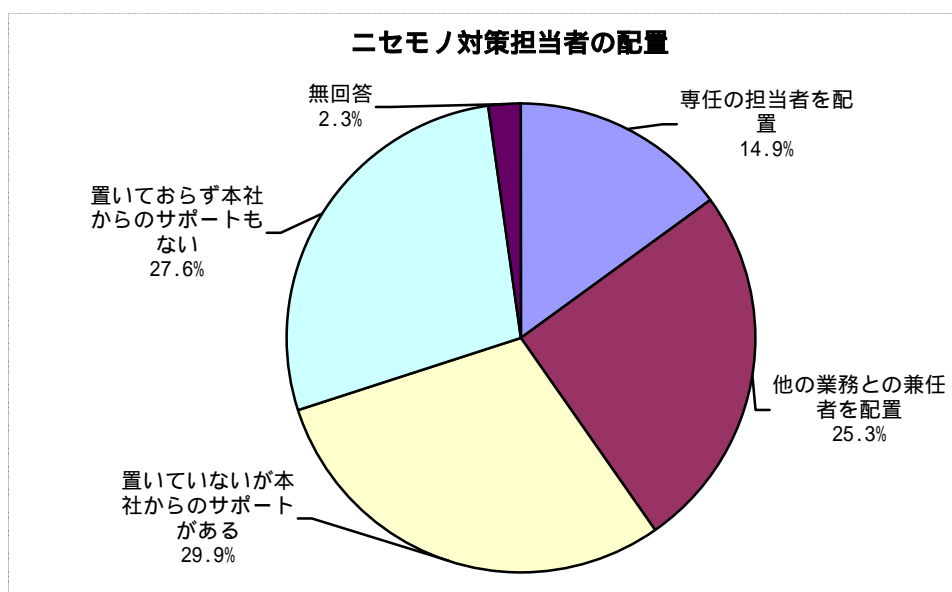
問 19 . ニセモノ対策予算

多くの欧米企業が億単位の規模でニセモノ対策に取り組んでいるのに対し、1億円以上を投じている日系企業は2.3%（前回比5.2ポイント減）に減少。2千万円未満とする企業が56.3%（同20.0ポイント増）と半数を占めた。また「全くなし」という企業は前回に比べ13.9ポイント減の14.9%に減少した。



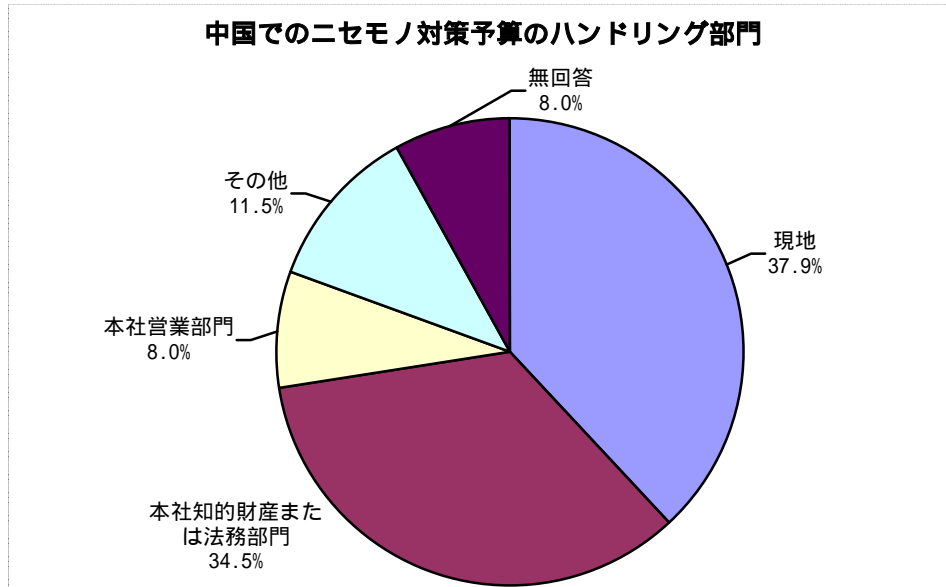
問 20 . ニセモノ対策担当者の配置

「他の業務との兼任者を配置」は25.3%と前回比で18.5ポイント減少した一方で、「置いていないが本社からのサポートがある」が29.9%と前回比で8.6ポイント増加し、また、「置いておらず本社からのサポートもない」が27.6%と7.6ポイント増加した。



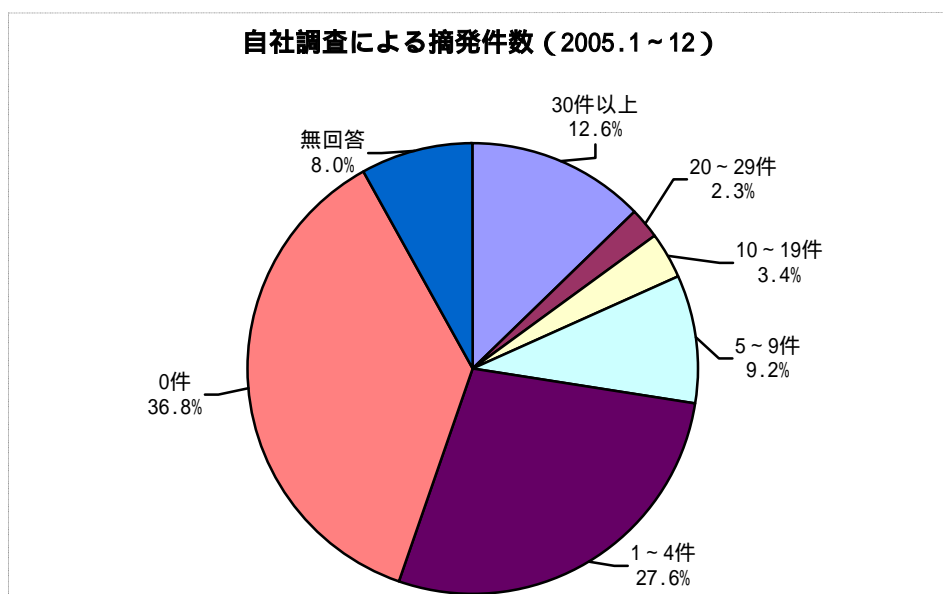
問 21 . 中国でのニセモノ対策予算のハンドリング部門

「現地」に予算権限を委譲している企業は 37.9%(前回比 5.4 ポイント増)を占め、「本社知的財産または法務部門」は 34.5%(同 8.0 ポイント減)となり、本調査以来はじめて「現地」が「本社」を上回った。



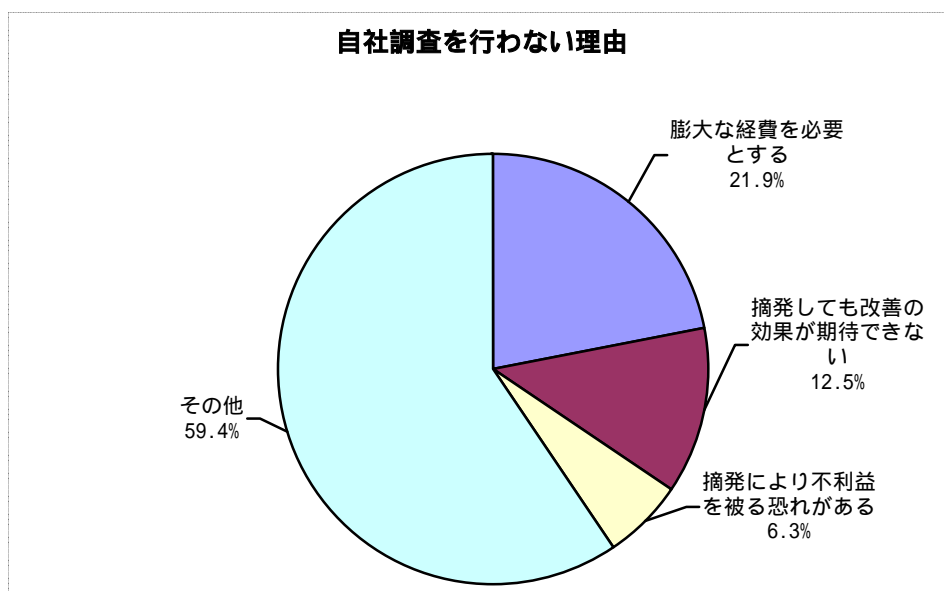
問 22 . 自社調査による年間摘発件数

昨年 1 年間に、自社調査に基づき 10 件以上摘発した企業は 18.3%と前回より 5.5 ポイント減少した。一方、自社調査に基づく摘発を 1 件以上経験した企業全体の割合は 55.2%(前回比 0.2 ポイント増)となっており、変化はみられなかった。



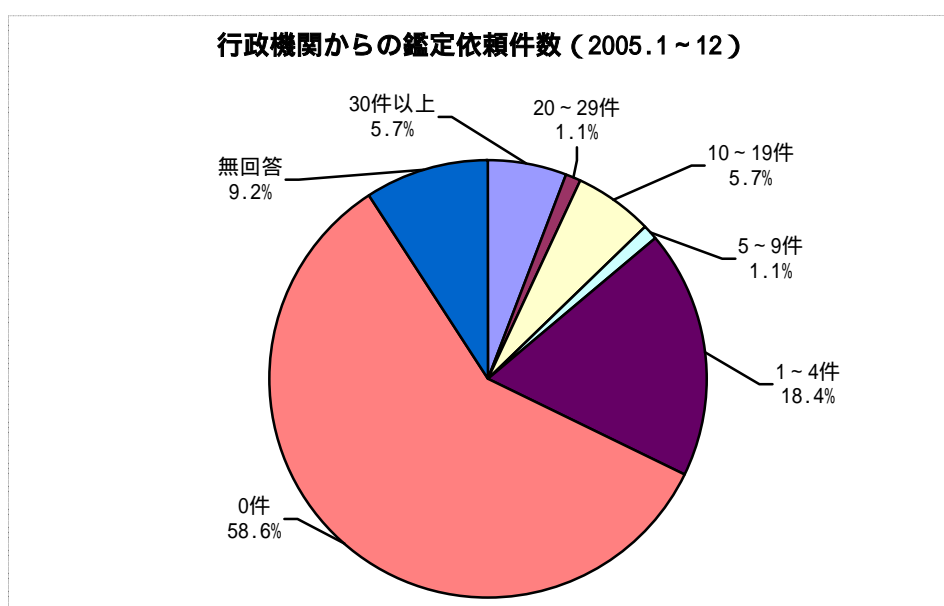
問 23 . 自社調査による摘発を行わない理由

自社調査による摘発を行わない理由として、「膨大な経費を必要とする」が 21.9%（前回比 4.6 ポイント減）、「摘発しても改善の効果が期待できない」が 12.5%（同 5.1 ポイント減）を占め、依然費用対効果の面で自主摘発に二の足を踏む状態となっていることが伺える。



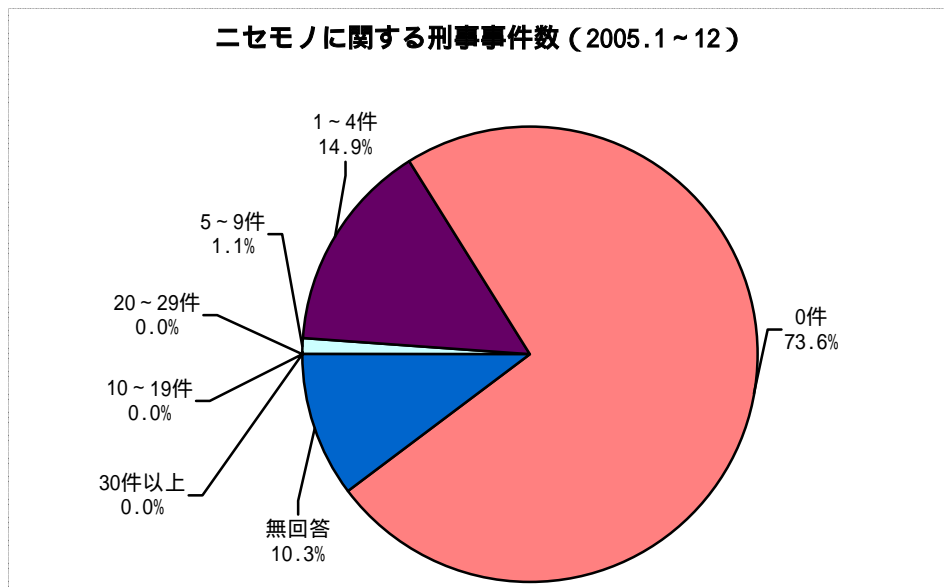
問 24 . 中国行政機関からの年間鑑定依頼件数

昨年 1 年間に、中国政府の二セモノ取締担当機関からの鑑定依頼、すなわち行政機関の自主的な摘発行動が 10 件以上あったとする企業数は 12.5%（前回比 0.1 ポイント減）であり、変化はみられなかった。一方、0 件と回答した企業は 58.6%（同 2.7 ポイント減）となっており、依然として半数以上を占めている。



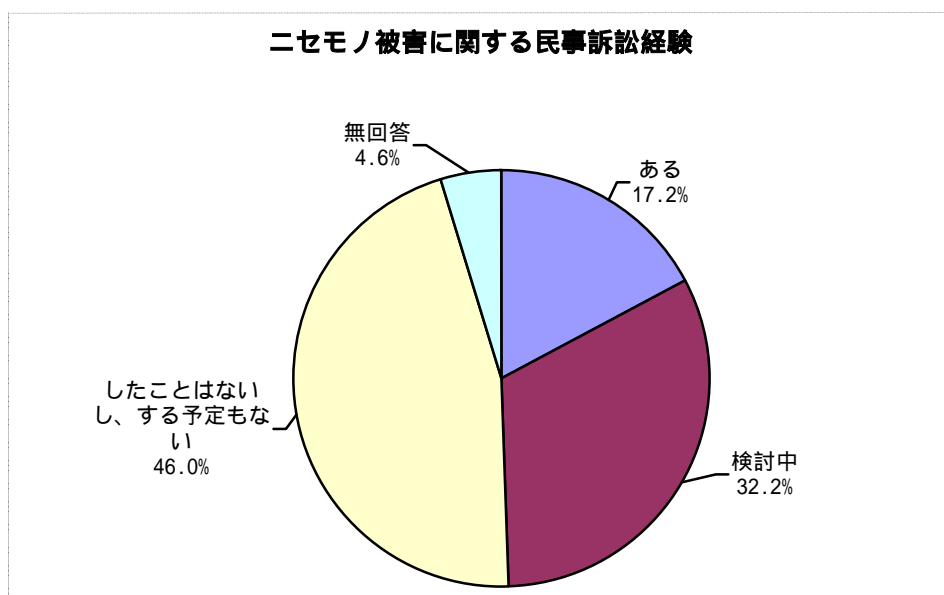
問 25 . ニセモノ被害に関する年間刑事事件数

73.6% (前回比 3.6 ポイント増) の企業は刑事事件数を 0 件と答え、依然として刑事案件につながる案件は少ないことを示している。



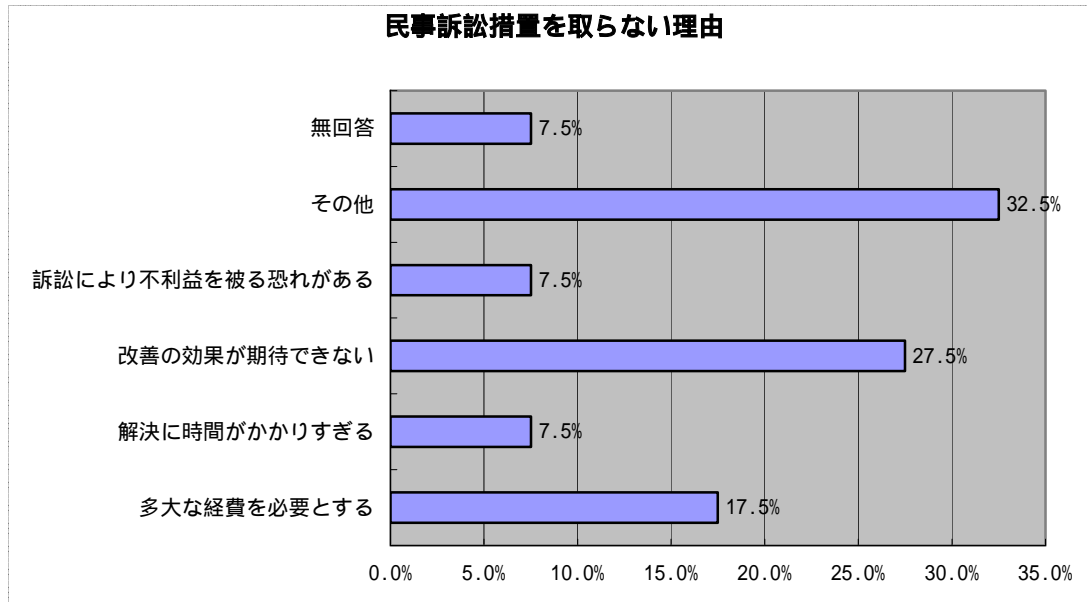
問 26 . ニセモノ被害に関する民事訴訟経験

損害賠償等の民事訴訟を起こした経験のある企業は17.2%(前回比0.3ポイント減)を占めた。また、検討中とする企業は32.2%と14.1ポイント減少した一方で、民事訴訟を「したことはないし、する予定もない」とする企業は46.0%と14.7ポイントの増加となった。



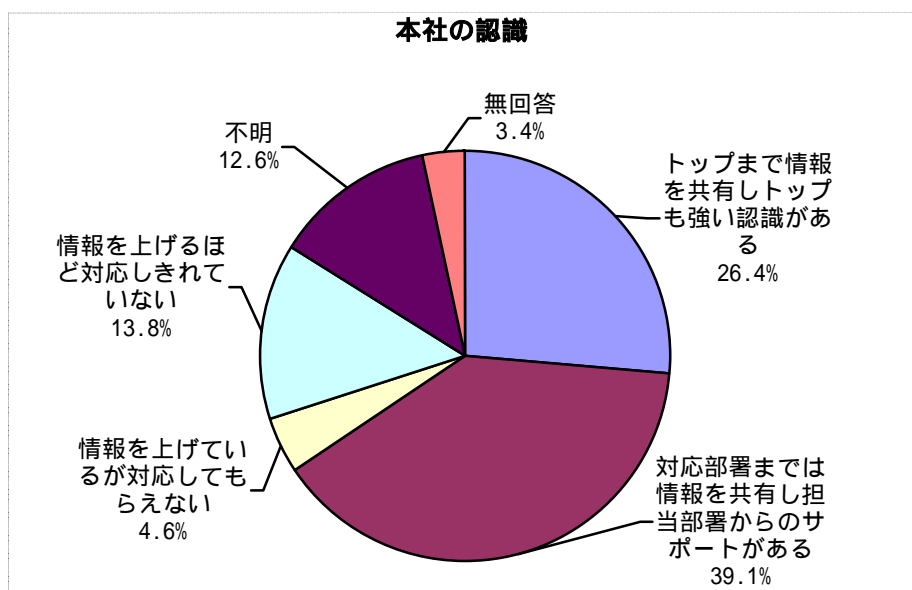
問 27 . 民事訴訟措置を取らない理由

理由として最も多かったものは 27.5% (前回比 16.5 ポイント減) を占めた「改善の効果が期待できない」で、「多大な経費を必要とする」が 17.5% (同 1.5 ポイント増) と続く。



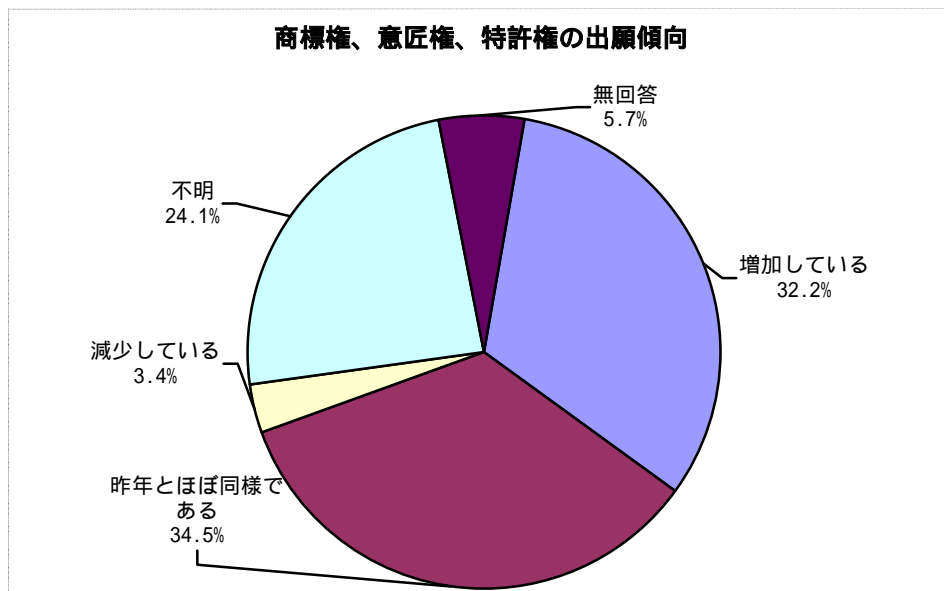
問 28 . 本社のニセモノ問題に対する認識度

「トップまで情報を共有しトップも強い認識がある」とする企業は 26.4%と前回より 8.6 ポイント減少した。また「対応部署までは情報を共有し、担当部署からのサポートがある」と答えたのは 39.1%とこれも前回の 43.8%に比べ、4.7%の減少となった。



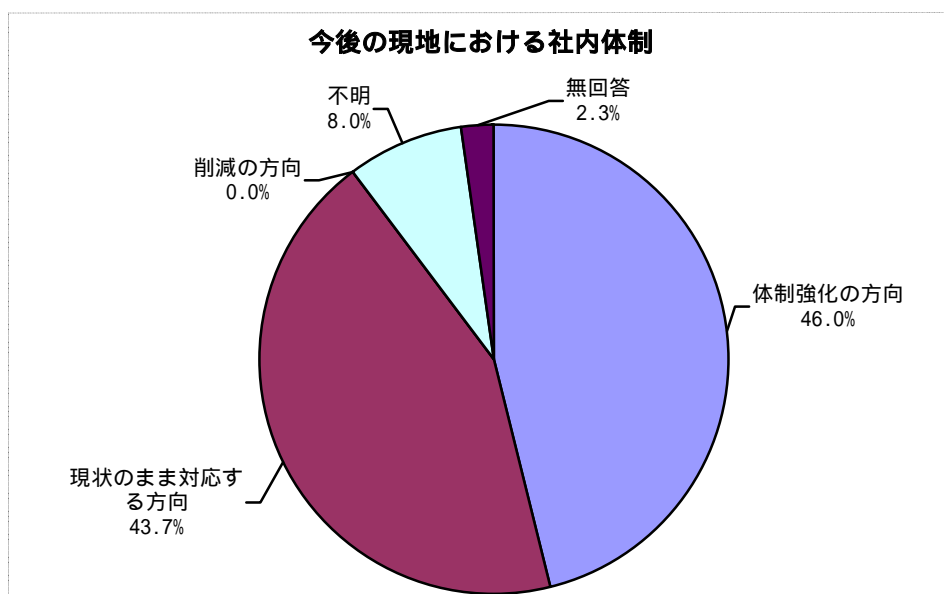
問 29 . 商標権、意匠権（デザイン）、特許権の出願傾向

知的財産権侵害への事前の対抗策として最も重要な権利確保に関しては、32.2%（前回比12.8ポイント減）の企業が「増加している」としているのに対し、「昨年とほぼ同様である」は34.5%（同3.2ポイント増）となっている。



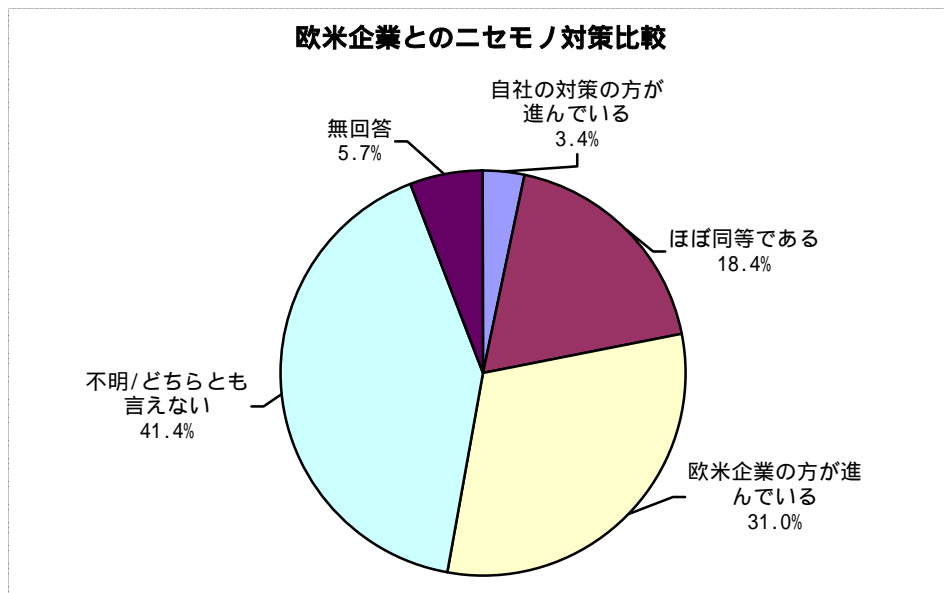
問 30 . 今後の現地における社内体制

今後の現地体制については、「体制強化の方向」企業が46.0%（前回比12.8ポイント減）であるのに対し、「現状のまま対応する方向」とする企業は43.7%（同7.4ポイント増）となった。



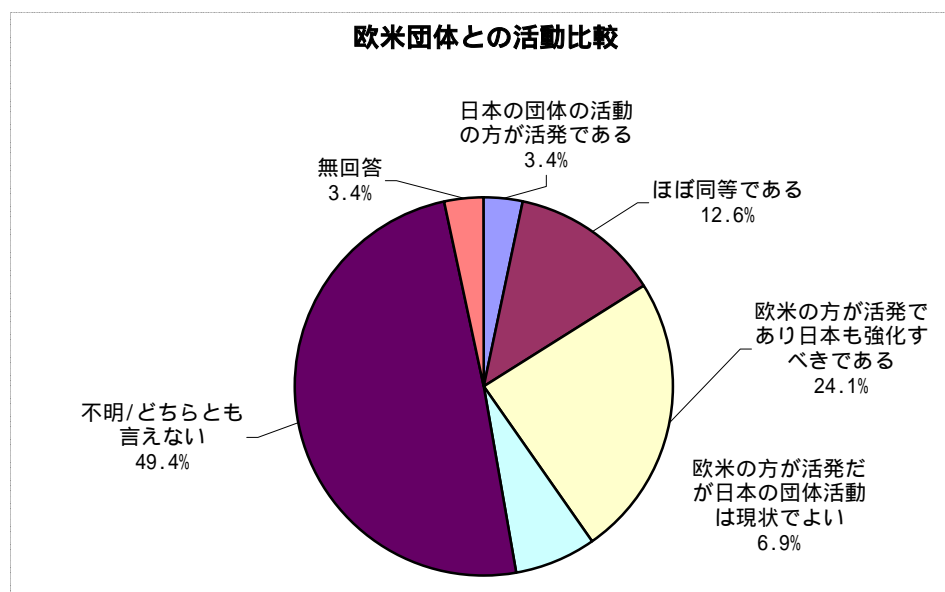
問 31 . 欧米系企業と自社とのニセモノ対策比較

欧米系企業と自社との比較判断についても、「自社の対策の方が進んでいる」とする企業はわずか 3.4% (前回比 0.9 ポイント増) であり、31.0% (同 2.2 ポイント増) の企業は、「欧米企業の方が進んでいる」と認識している。一方、「不明/どちらとも言えない」とする企業は 41.4% (同 4.9 ポイント減) となった。



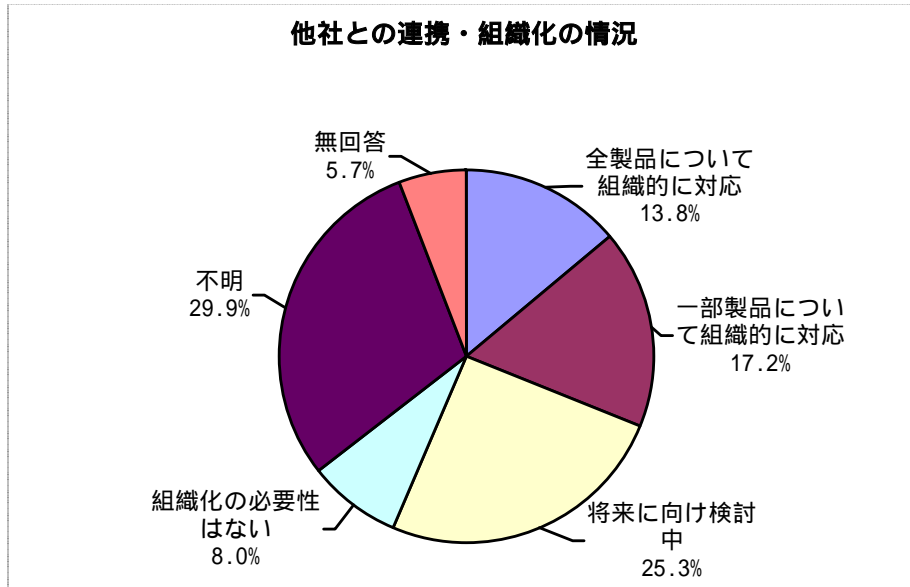
問 32 . 欧米系団体と日系団体との活動比較

団体活動についても、「日本の団体の活動の方が活発である」とする企業はわずか 3.4% (前回比 1.6 ポイント減) であり、24.1% (同 3.4 ポイント減) の企業が「欧米の方が活発であり日本も強化すべきである」と認識している。



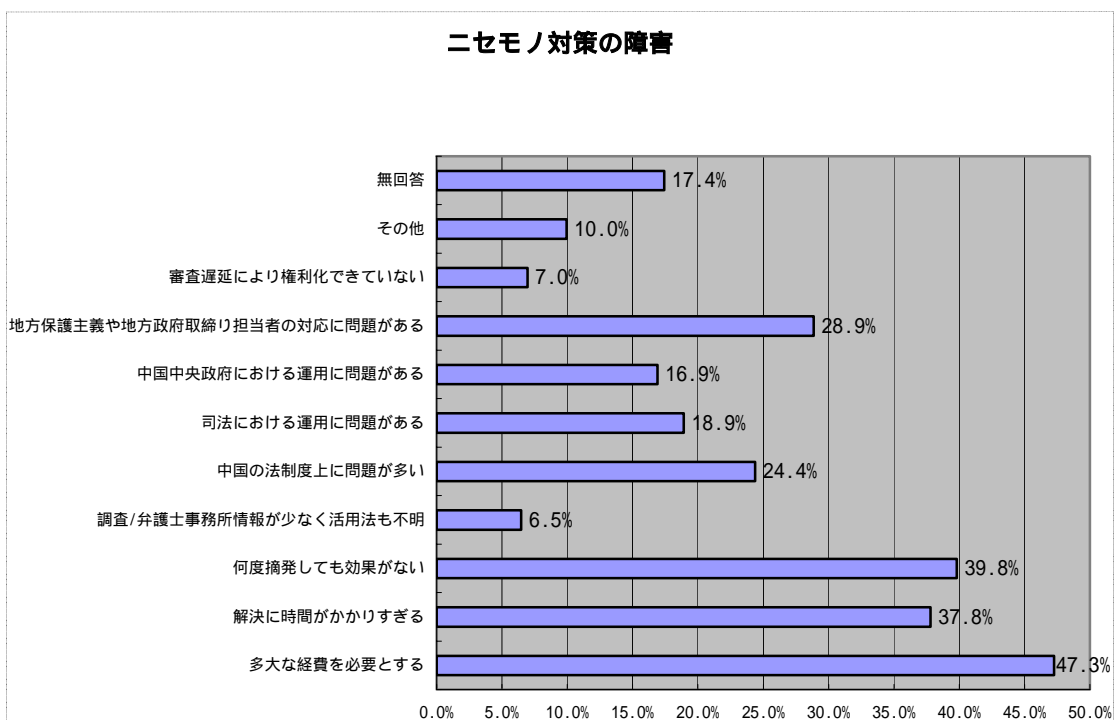
問 33 . 他社と組んだ組織的活動

「全製品について組織的に対応」又は「一部製品について組織的に対応」と答えた企業は 31.0% (前回比 2.2 ポイント増) 「将来に向け検討中」は 25.3% (同 0.3 ポイント増) となった。



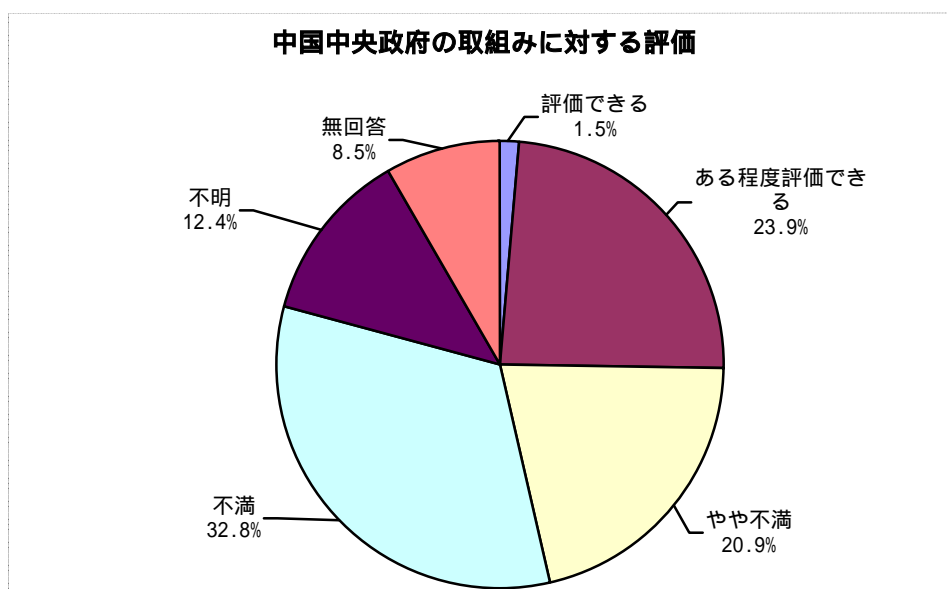
問 34 . ニセモノ対策の障害

ニセモノ対策の障害としては、「多大な費用を必要とする」が 47.3% (前回比 1.0 ポイント減) 「何度摘発しても効果がない」が 39.8% (同 4.6 ポイント減) 「解決に時間がかかりすぎる」が 37.8% (同 8.6 ポイント減) と指摘する企業が多い。



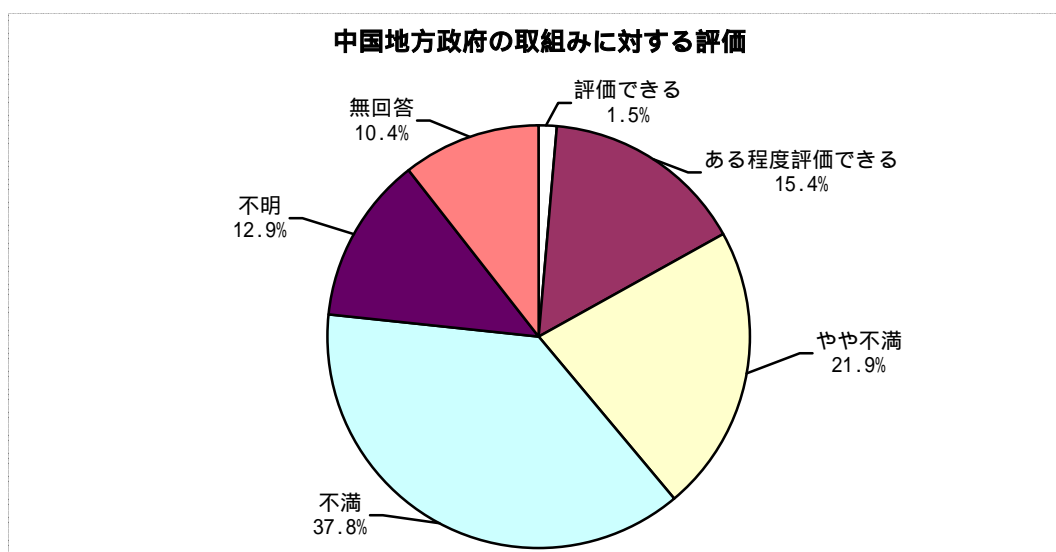
問 35 . 中国中央政府の二セモノ取締に対する評価

中国中央政府の取組みを「評価できる」とする企業は1.5%(前回比1.1ポイント減)で、「ある程度評価できる」23.9%(同2.7ポイント増)と合わせても、評価できるとする企業は25.4%(同1.6ポイント増)にとどまっている。一方、「不満」32.8%(同2.3ポイント減)、「やや不満」20.9%(同0.3ポイント減)を合わせると、不満は53.7%(同2.6ポイント減)となった。前回とほぼ同様の評価となっている。



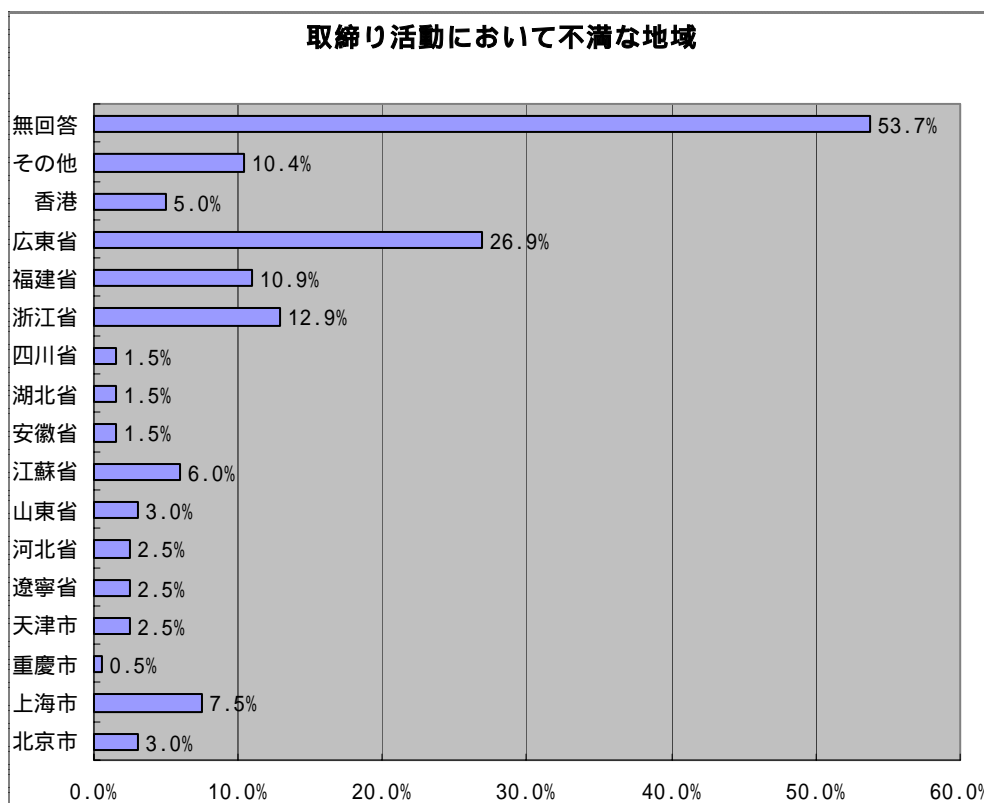
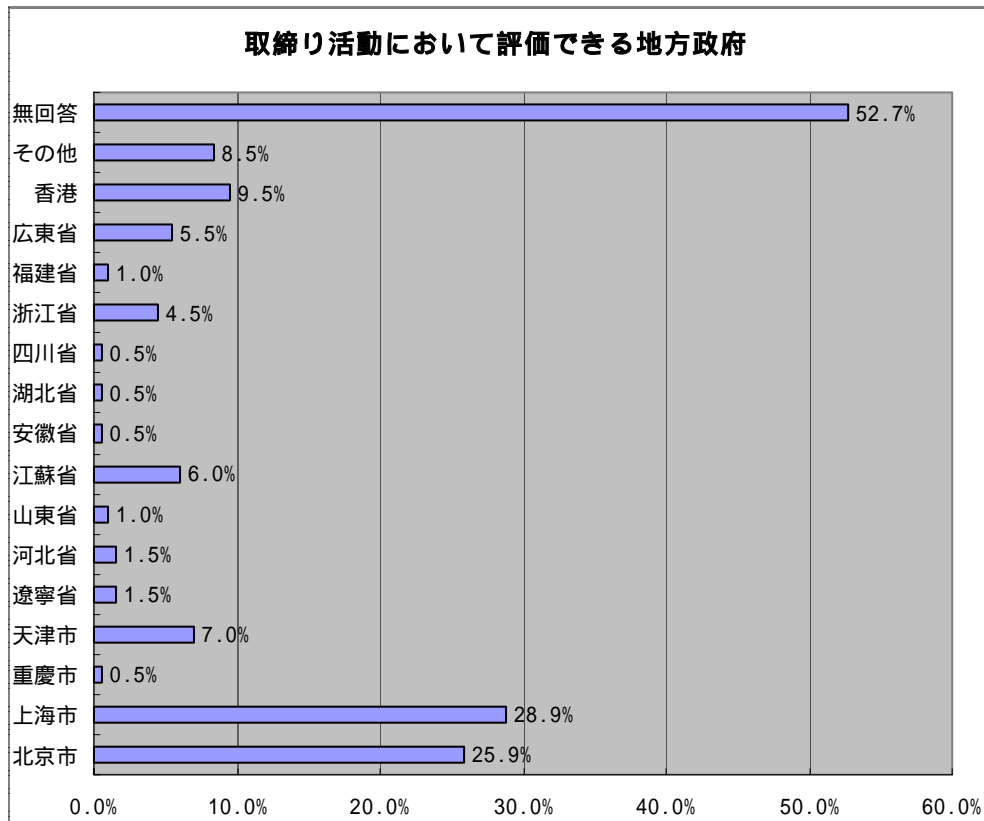
問 36 . 中国地方政府の二セモノ取締に対する評価

実際の取締を行う地方政府については、「評価できる」とする企業は1.5%(前回比0.8ポイント増)で、「ある程度評価できる」15.4%(同0.2ポイント増)を含めても16.9%(同1.0ポイント増)にとどまっている。「不満」37.8%(同2.0ポイント増)、「やや不満」21.9%(同3.3ポイント減)を合わせると59.7%(同1.3ポイント減)にものぼり、依然として地方政府に対する不満は大きい。



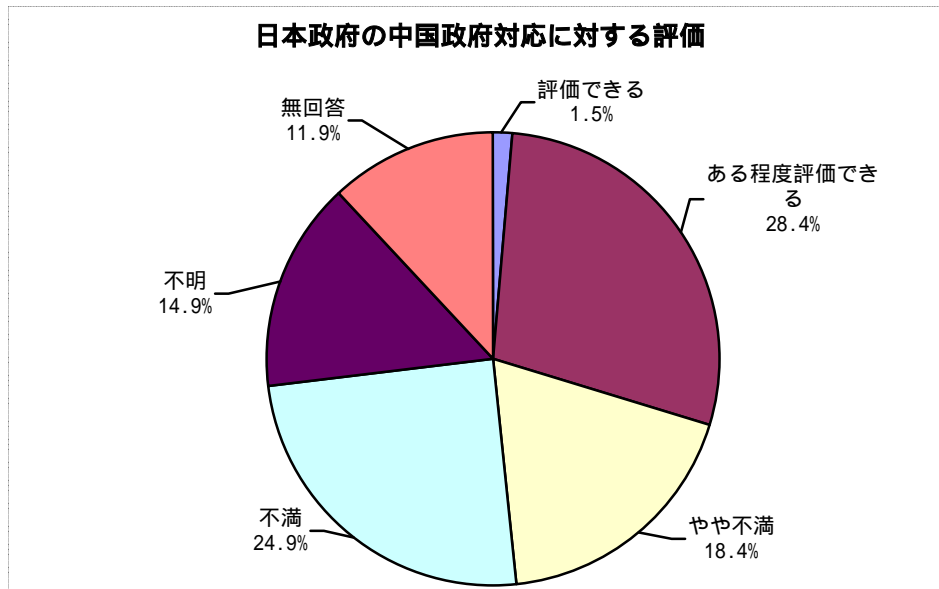
問 37 . ニセモノ取締活動における中国地方政府への評価(地域別)

評価できる地域として上海市 (28.9%) と北京市 (25.9%) が、また不満な地域として 広東省 (26.9%) と浙江省 (12.9%)、福建省 (10.9%) が選ばれた。



問 38 . 日本政府の中国政府への対応に対する評価

「評価できる」1.5% (前回比 1.8 ポイント減)、「ある程度評価できる」28.4%(同 15.8 ポイント増)を合わせ、評価できるとする企業は 29.9%と前回と比べ 14.0 ポイントの増加となった。これに対して、「不満」は 24.9% (同 9.5 ポイント減)、「やや不満」は 18.4%(同 9.4 ポイント減)となり日本政府の取組みに関しては、前回に比べ評価されている結果となった。



以上